

令和2年

東松島市教育委員会第2回定例会会議録

東松島市教育委員会

東松島市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年2月21日（金） 午後3時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 2階 202会議室
- 3 出席委員 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 福田 ゆかり
委員 鹿野 あい子 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉
学校教育管理監 熱海 良彦
教育総務課長 勝又 啓普
生涯学習課長 柏木 淳一
- 6 本委員会書記 教育総務課 教育総務班長 木村 薫
- 7 開会 午後3時00分

8 出席確認

教育長 お忙しいところご参集いただきありがとうございます。それでは出席の確認を行わせていただきます。本日は委員全員の出席をいただいております、会議定足数に達しております。

9 開会挨拶

教育長 ただいまから「令和2年東松島市教育委員会第2回定例会」を開会いたします。

10 前回会議録の承認

教育長 それでは前回定例会の会議録の承認を行います。前回定例会の会議録につきましては、前もって事務局の方から各委員に配布してありますので、朗読は省略としてよろしいでしょうか。

（意義なし）

教育長 それでは朗読を省略いたしまして、ご意見のみを受け承りたいと思います。

鹿野委員 私が発言したところで、コミュニティセンターで成人式が行われたことについて発言しましたが、そのところで「もう少し大きければいいのかな」というふうな発言をしたんですけども文章でみると「本当に大きければいいのかな」という疑問符のような表現になっていたので、ここは疑問符じゃなくて「ここは大きければいいんだろうな」という前向きな意見なのでよろしくお願いたします。

教育長 他にございませんでしょうか。それでは、前回定例会の会議録については、承認といたします。

11 会議録署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員の指名を行います。

本日の署名委員は、木村委員さんと鹿野委員さんをお願いいたします。どうぞよろしくお

願いいたします。

12 教育行政報告

教育長 次に教育行政報告を行います。

教育部長から報告をお願いいたします。

教育部長 それでは、教育行政報告一覧表をご覧頂きたいと思います。

(資料教育行政報告一覧表に従い説明)

以上でございます。

教育長 ただ今の行政報告について何か課長の方から補足があれば説明お願いいたします。

生涯学習課長 スポーツ振興班の2月7日金曜日の楽天のパートナーシップ協定調印式と書いてあります。確かに予定されていましたが、楽天の方の担当者が変わってしまい延期となりましたので、この行事は削除していただきたいと思います。

教育長 スポーツ振興班の7日金曜日の楽天のパートナーシップ協定調印式は延期と、後に調印はするのですね。

生涯学習課長 改めて日程を調整し行う予定です。

教育長 他によろしいですか。

教育長 それでは、行政報告について何か委員さんからあればお願いいたします。

福田委員 教育総務班で2月3日に行われたコロナウイルス感染症対策本部会議なのですが、具体的にどのようなことが主に話し合われたのか、決まったこととかお教えいただきたい。

教育部長 まず、石巻管内で発生した場合には、日赤で対応するというところでございまして、あと石巻保健所と連携して対応するということになってございます。マスクの配布とかそういったことが話し合われました。

福田委員 そうするとマスクは学校へ配布、生徒とか児童に配布される予定とかもあるということですか。

教育総務課長 教育関係ということで1万枚のマスクを備蓄倉庫で約30万枚保管していますが、全体では福祉施設であったりとか妊婦の方であったりとかマスクの調達が難しくなってきているということで配布をします。学校には既に1万枚を人数で按分かけたものをお送りしています。市内の小中学校で3,300人近くもいるものですから、1万枚で1人3枚ですので、どうしても調達できない場合とか必要に応じてという形で、当面は使って頂くと言う形でその判断は学校の方にお任せして対応してもらいます。

教育長 個別に生徒に配るというものではないということですね。

教育総務課長 学校の方で必要だと思った時に使っていただきことになります。

教育長 学校の方で持っているということですね。

福田委員 新聞にも東松島市から病院の方へ送るという記事もあって、協力し合っているなということで気になったのでありがとうございます。

教育長 他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは教育行政報告については承認とさせていただきます。

13 議事

教育長 それでは6番 議事に入ります。初めに「承認第1号 職員の人事について」を議題と

いたします。人事案件でございますので秘密会にしたいと思っておりますのでご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ではただいまから秘密会とします。配布資料はのちほど回収をさせていただきます。

教育長 承認第1号 を承認することでよろしいでしょうか。

「ご異議なし」として承認第1号を 原案どおり承認といたします。

ここで秘密会を解きます。今お配りした資料は回収させていただきます。

教育長 次に、議案第3号 東松島市社会体育施設内受傷者等見舞金交付要綱を廃止する訓令についてを議題といたします。生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第3号 東松島市社会体育施設内受傷者等見舞金交付要綱を廃止する訓令についてでございます。議案は2ページ、それから参考資料の方も2ページとなっております。この見舞金の交付要綱内容ですが、東松島市の体育施設を利用してスポーツして怪我をした場合、通院で1日千円、入院で1日2千円死亡の場合は10万円という交付内容の要綱でしたが、この交付内容については以前から疑義がございまして千円から2千円という単位で診断書等の添付なく自己申告でございました。極端には、家で捻挫をしたまま体育館に来て悪化した。それで申請しても該当してしまう自己申告の内容で交付されることで、検討が必要という疑義が以前から意見されておりました。これを施設内施設利用者、利用団体等にもリサーチとして「廃止になって影響あるかどうか」というような確認をしてみながら影響ないということで廃止の方針とさせていただきますが、これまでも各団体でスポーツ保険に入っていたとすることも併せてお願いしていました。殆ど99%位は自団体の所でスポーツ保険は加入しておりましたので、殆ど影響がないというようなことで改めましてこの受傷者の見舞金交付要綱を廃止として、この財源で議会からも提案されております賞賜金、スポーツのお祝い金として手厚くしたいと考えているところでございます。以上でございます。

教育長 今 説明がありましたがお質問ご意見ございませんでしょうか。

木村委員 廃止の方向ということなのですが、今まででどのぐらいの支出額なのか例があれば大体で構わないので教えてほしい。

生涯学習課長 その年によってまちまちですが。例年当初予算では30万円ですけれども、去年は30万円内で収まっていますが、今年20万円程補正し50万円位になっています。

後追い調査はしませんので全部自己申告での怪我として支給されています。そういった少し疑義がでるところもあり、保険じゃないものですからそういったところもご理解いただきアナウンスをしながら廃止とさせていただきます。

木村委員 そうですね。アナウンスをしっかりとしないと、そのつもりでいる方々が結構いると思うので。

生涯学習課長 体育協会とかを通じたり、こちらから直接利用者の方にもアナウンスは始めています。

木村委員 4月1日からと考えてよろしいですか。

生涯学習課長 はいその通りです。

木村委員 はいわかりました。

教育長 他にございませんか。

福田委員 今のこともうちょっと聞きたいことがあって、こないだ確か施設利用を定期的に行っている団体会議が確かあったかと思うのですが、その時にもこの説明はされたのですか。

木村委員 でていなかったかと思います。

生涯学習課長 次第は確認してますが、この案件を個別ではなかったような気がします。

今回の承認を受け、改めて定期利用団体にはお知らせしたいと思っています。

教育長 いろんな団体とか協会とか保険に入っている人達はいいののでしょうかけれども、それ以外の個人的な人達もいるのでしょうか、その人たちは個人で保険対応でということですね。

生涯学習課長 そういった事前アナウンス的なもので、今後は進めますよということにしています。ただ決定してからお知らせしますという形にしています。

教育長 目的としては、見舞金なんだよね。

生涯学習課長 あくまでも見舞金なんです。

教育長 他にご意見ございませんか。

教育長 それではこの「議案第3号 東松島市社会体育施設内受傷者等見舞金交付要綱を廃止する訓令について」承認可決することよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしということをお認め「議案第3号 東松島市社会体育施設内受傷者等見舞金交付要綱を廃止する訓令について」を承認可決といたします。

教育長 次に「議案第4号 東松島市総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 つづいて「議案第4号 東松島市総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金交付要綱の制定について」を説明させていただきます。

議案書では3ページ、参考資料では5ページになっております。こちらは今回新たに制定するものでございますが、これまでは、要綱の(趣旨)第1条のところの下から3行目東松島市補助金等の交付に関する規則で、2年前に平成29年から総合型地域スポーツクラブ補助は初めていて、こちらの方で全く問題なく対応していましたが何故この要綱が必要になったかといいますと、今年度 toto 補助金の申請をいたしました。これは日本スポーツ振興センターに toto 補助を申請するのですが、総合型スポーツクラブが NPO 等の自立した法人であれば、スポーツクラブと振興センターと直にやり取りができるのですが、現在まだ法人格を有しておらず任意団体という扱いです。その場合は必ず自治体を通しての補助金申請がルールとなっており、toto の際にはこちらの東松島市補助金等の交付に関する規則だけでは、市に入った補助金が本当に総合型地域スポーツクラブに行っているのか不明だということで、必ず総合型地域スポーツクラブへの流れが見える要綱を定めて欲しいという要求がございました。それに伴いまして今回この要綱を定めて toto 申請に臨むということでございます。以上でございます。

教育長 toto からの補助金を得るためにはこれを制定しなければならない。今、生涯学習課長から説明があったことについてご質問等ございましたらお願いします。

木村委員 仕方ないですね。

生涯学習課長 これでは補助申請の要件内諾はいただいております。

木村委員 まだ法人格は持っていなかったのですね。

生涯学習課長 はい、まだ任意団体ですね。

教育長 他市町村の動きは大体同じような動きなのですか。

生涯学習課長 そうですね。ただ素晴らしい人材、クラブマネージャーに恵まれている所、しっかりとした運営でNPOになって、バリバリやっております。わがクラブはマネージャー不在ですけれども募集中となっております。

木村委員 毎年違うものなのですか。

生涯学習課長 補助の内容によって違いますが、今回は最大200万円までを100万円くらいだったと思っています。まだ正式にしっかり積み上がってOKをもらってないですが、人的補助の部分を外して事業補助金として組み立てて申請したのが100万円くらいだったと記憶しています。

教育長 宜しいでしょうか。他にご質問ご意見ございませんでしょうか。

教育長 それでは「議案第4号東松島市総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金交付要綱の制定について」宜しいでしょうか。

(異議なし)

教育長 異議なしということを確認「議案第4号東松島市総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金交付要綱の制定について」を承認可決いたします。

教育長 次に「議案第5号 東松島市教育基本方針について」を議題いたします。

教育長 学校教育管理監を含めた担当の方から説明をお願いいたします。

管理監 それでは、「令和2年度東松島市教育基本方針について」を説明いたします。

今年度版は令和元年度版と比べまして、まず初めに掲載等検討した上で少し変えております。教育基本方針、重点目標、具体的施策の前の前文を、これまでよりも少し理由をわかり易くしたつもりであります。全部は読みませんが最初の3行はまちづくりの将来像或いは基本理念があつてそれから震災後の経過ですね。心の復興を含めて「心を合わせ支え合い夢あふれるまち」を目指すことが求められる。そのうえで学校教育と生涯教育での重点とする事柄を載せております。学校教育では「確かな学力の育成」、「魅力ある学校づくり」、「不登校をださない取り組み」そして、本市の特徴である「地域とともに育つコミュニティ・スクール」、そして今年度は後でまた述べますが、「小中学校が連携した教育を推進する」ということを明示しております。また生涯学習においては、「子供から高齢者まで主体的に学ぶことができる生涯学習社会実現のための環境作り」というところを重点ということをやっております。その上で、次のページの教育基本方針、重点目標となるわけですが、教育基本方針、重点目標までの文言は、これは教育振興計画との兼ね合いもございまして来年度から、また新5ヶ年計画が始まるので、まず、今年度はこの文言はこのままにするというところで内部の検討会では落ち着いております。ただ、次年度は一つ大きな課題でもあります。基本方針、重点目標については、また新年度出てくるところであります。

8ページの下の方ですが、これもこれまでもあった本市の教育行政の概要というところでもあります。ここの文言についても、今年度がやや分量が多かったというところを、少し改善しております。項立てとしては、これまでの経過と取り組みということで(1)

教育施設等の整備。これも震災以降にですね学校の統廃合や新校舎建築についての記述。教育環境整備を整えて教育環境を整備しているんだという経緯を記述しております。(2)はコミュニティ・スクールの推進という項目ですね。更にコミ・スクを推進していくということ、そして、小中連携の教育についてもここで記述しておりますし、それから生涯学習の視点では文化財歴史的遺産の活用というところもうたっております。2番として環境変化とその対応。ここも一つ一つ読み上げませんが傾向としては、人口減少、高齢化が進んでいるということ。(2)としてここを少し重点としたいと思っております。地域社会の過程の変容と課題ということで、今子供達の課題これはやはりスマホ・ゲーム等が過度にあるというのがありますので、それを何とも良く活かして、食い止めていきたいということでもあります。(3)地方教育行政制度の動向。これについても、コミュニティ・スクールのことを記述してあります。(4)子育てに係る連携これは避けて通れないということで、今年度新たに項立てをしました。(5)学校における働き方改革の推進ということで、国の動向であったり本市の現在の取り組みについても記述しております。今回の議会でも一般質問であったのですが、地域家庭への周知或いは極力コミ・スクの協力を得ながら取り組みを進めていくこととなります。

これらの状況を踏まえて、SDGs未来都市との目標も見据えて次の重点目標・施策ということで記述をしております。ローマ数字のⅡとして、具体的な重点目標・施策ということです。1番の子供たちの可能性を延ばす学校教育の推進の文言はこのままにしております。その中で(1)として個性を伸ばし能力を活かす教育の充実というところで、新たに入れた項目としては、まず初めの小・中学校連携教育の推進です。ここについては、4項目設けております。あとで構造図を、また若干説明します。そして11ページここは項立としては健康な体づくりと体力の向上は、そのままですけれども、スマホ、ゲームとデジタル機器利用のコントロールこれについても新規に入れております。

そして、「いじめ・不登校」その次には「東京オリンピック・パラリンピック」の教育素材としての活用、聖火到着の地が本市ということもあってですね、この3つの項目によってオリパラ教育を進めていく。それからSDGsの視点に立った教育の推進これについても新たに入れております。学校の教育活動そのものがSDGsのそれぞれの17の目標に関わってくるものですけれども、よりSDGsの視点に立った計画的な教育をしていくということです。12ページ、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくり、生涯学習が記述されております。柏木課長から説明があればお願いします。

15ページですが、これは教育方針そのものではないのですが、「小・中学校連携教育」令和2年度は、なお一層推進していくことを、わかり易く見える化したものであります。小・中学校連携教育推進委員会を2回程、今年度立ち上げて既に開催しておりますが、その中でも修正を加えております。目的としては一番上「だれ一人取り残さない教育の推進」これは1人1人の可能性を延ばすというところと合致するものと思っております。そして、もう1つ本市として目指す15の姿というのを今練っている所であります。今日具体的には文言は示しませんが、例えば「故郷に誇りと愛着を持つ」ということだったり、それから「志」をしっかり高く持つ或いは協働して未来を切り開いていくのだというような子どもの姿を自分で加える予定であります。そしてこれまで各中学校区では、それぞれ小・中学校連携を取

り組んでおりますので、それを土台として新規なものにするということではなく、働き方改革もありますので各中学校区の特色を活かして、何を重点化するかは校長先生方にも知恵を出してもらってですね、基本的な方針は示しますが具体策は校長会として検討していただきたいと考えているところです。とにかく「中一ギャップ」と呼ばれる壁をできるだけ低くして不登校を減らすということ。不登校を減らすことは学力向上にもつながるのですね。不登校児童生徒の学力不振と言われており、もう一方では、やはり小中学校の教員が協働した同じ考え方のもとに授業づくりをしていくということも強化していきたいと思っております。そして1人1人の子供達が、今日も・明日も行きたくなるという学校づくりを進めていきたいと考えております。私からは以上です。生涯学習の方をお願いします。

生涯学習課長 はい、生涯学習の分野ですけれども12・13ページですが大きく内容が変わったというものは特になのですが、昨年度までは少し生涯学習、それから社会教育それから(3)の協働教育の推進体制の整備という、この項目は新たに項立てました。あちこちに、バラバラに表現されていたものを今回整理してみた。生涯学習それから関係施設、協働教育と(4)の支えあい 学びあい ひびきあう これは20年前から使っている表現ではありますが、こちらで青少年それから学習の機会というふうにして、事務事業と整合性がとれるような形で並び替えをいたしました。それから14ページの方では東京オリンピック・パラリンピックということで列記させていただきました。その他については、大きく変わったところはありません。以上でございます。

教育長 今説明のあった件についてご質問ご意見があればお願いいたします。随分と細かい文字がいっぱいあった所を、随分減らしていきました。わかり易くなるような観点で相当削りました。どうかその新年度に向けて小中連携を勧めるということ、魅力ある学校づくり、不登校対策をするということ、SDGsの視点に立ったこと、その辺りを新たに加えています。よろしいでしょうか。

福田委員 質問というかお願いなんですけれども、特に生涯学習課の課長さんが協働教育をやっている、あとコミュニティスクールを今推進していくのですけれども、この間の協働教育推進会議の時に、学校の先生からコーディネーターを新しくする。詳しくわからないんですが、そのコーディネーターっていうのに、質問がたくさん出ていたのです。どのようなことをする人なのかどんなことを今学んでいるのか、なんか全12回で今勉強されている方らしいですが、そのコーディネーターの立ち位置、役割とかが、生涯学習課の方でもコミュニティ・スクール推進班でもうまく説明ができなかったようです。こういうことをする人であるとか。やっぱりそれでは、ここに立っている項目がそういうところでぼやけてしまっている、学校も不安になると思うのです。どういう会議に例えば出るとか、あと常に学校にいるのかとかも全然わからなくて、いっぱい質問されていたので学校の方から。でも明確な答えが出なかったのです。一つ気になったのは、そのコーディネーターになる方は勉強されていますが、まだ不安があるという表現がやたら出ていて、生涯学習課はそんな不安をもっていながら、派遣できないですよ。だから自分達が何をするのか役割がわからずに、不安なのかなというような感想を少し持ちましたので、その辺を方針に上げている以上はまずは部局できちんと全員が把握してから取り組まないといけないと難しいと感想を持ちました。

生涯学習課長 協働教育のことですか。

福田委員 そうです(3)のところ

生涯学習課長 協働教育の全体会でどのような意図を持って説明したのかわかりませんが、市の職員が説明したことですか。

福田委員 違います。中学校区の分科会です。

学校の分科会の方です。先生から質問が出て、コーディネーターというのが何時どのタイミングで学校に派遣されてきて、どういうことをするのでしょうか。という内容から始まってどんどん広がっていったのです。

生涯学習課長 市で12回やりましたが、まずはコーディネーターってどういうもので、どういう役割なのかというのを勉強してもらいました。それでこの講座を12回で卒業したから何らかのコーディネーターの資格を得て、いきなり地域に入ってコーディネーターをするように頼んではいませんし、説明もしていません。市の方から説明しているのは、12回の講座でコーディネーターの役割とか仕事とかがこういうものだよと知識として入れてもらいました。まずは、例えば学校運営協議会とかに、本人の希望があればですがこういうコーディネーターを勉強した方がいますよと、まず、運営協議会に入ってもらうとか或いは支援チームでもいいんですけども入ってもらい、まず、実践を重ねて行くというところから始まってみればいいのかなど。この12回の講座が終わったから、全てコーディネーターとして明日からできますというものではないので、しかもそれをすぐやってくださいという風な頼み方もしていませんので、少し大きく捉えられたのかなと思いますし、コミュニティ・スクールのためのコーディネーター養成研修でもありません。

福田委員 そうなのですか。

生涯学習課長 勿論です。それも含んだ大きな意味でのコーディネーター。要するに市民協働のまちづくりでも、これまでコーディネーターが欲しいと言われております。地域と学校とそれから市民センターとかが普通に情報を持っていて、学校の困りごとと市民センターができることみたいな、繋ぎというのはコミュニティ・スクールができる前から、地域のコーディネーターが欲しいと行政からも言われていたことなので、コミュニティ・スクールに特化した研修はしていません。つまりコーディネーティングというものは、こうだよと求められているものに対して、こういうようなさばき方や方法、手法を学んだということなので、やっぱり実践はこれからついてくるものとして、知識を得たからと言って出来るものとは少し違うのかなというふうに理解しているのですが、誰もうまく答えられなかったということですね。失礼しました。わかりました。

教育総務課長 補足よろしいですか。コミュニティ・スクール推進側からの視点から、今言われたように生涯学習側では人材育成ということで、そのコミュニティ・スクールということだけではなくもっと広い意味での人材育成をしております。それで今の各学校の運営協議会を廻らせていただき説明をさせていただいています。先日、大塩小学校の例ですと基本的には学校ごとで手伝ってほしいこと、やってほしいことが地域の人達と違うんですよ。そういうこともありまして、大塩小学校の例では学校の方ではミシンとかの部分でお手伝いしてほしい、書道とかですね。それから後は、協働教育でやっている田んぼとか畑の活動があります。それらを一人のコーディネーターということじゃなくて、例えば田んぼと畑で、「この分野は俺できるよ」という人がいれば、その人がコーディネーターというように

その人材として良ろしいと思うのです。ですので一律派遣しますという形ではなくてその中にそういう人がいれば、やり易い方向で逆に言うとその大塩小学校で別に募集している学校支援ボランティアの方々もいらっしゃると思いますので、その中の方が声がけをしてあげるからという声も出ましたし、それらもコーディネーターなんですよね。なので、そういうところに別に改めて人材を派遣するというのではなく困りごとがあれば、そういう研修をしているところもありますので、ご紹介とか人のマッチングというところで、どんどん入ってご紹介したりとか調整したりとかできますよということを、今お話しをしているところです。それで今回一歩進んだなと思ったことで、その中で「そういう話があるのなら市民センターの方でもう少し面倒見てくればいいちゃ」という話もあって、地域の市民センターの行事とコミュニティ・スクールをもう少し繋げたらいいのではないかと、みたいなお話も出ておりました。

具体的には、大塩小学校の桜の花祭りを自治協でやっていますが、学校の校庭を手入れということも出てきますので、そこも含めて地域と学校も一緒にやっぺしという話も出てましたし、まさにそういう形が進めて行っていただければいいのかな。ということでそういう事を他の学校にも紹介して、今後お話しをしていきたいと思っています。形があつてというよりは、今やっている活動のそれぞれの中で調整してマッチングできれば、それで完結することが随分あるかなと思いますので、「それでも課題となつて困っているんだ。」ということがあれば、新たに我々が入って調整して、場合によってはコーディネーターも手伝うからと言ってくれる人をご紹介して、マッチングしていく形で進めて行きたいと思っています。悶々と一律に配置するというのではないということをご理解をいただきたいと思っています。

福田委員
教育長

分かりました。

いま進んできている中で、明らかになつた課題があつたり、昨年あたりからいろんな話しをする中で、だいぶ整理されたと感じます。学校の中で基本的にはそのコミュニティの中で色々な話し合いをしてもらいつつ、いろんな協働活動の必要性があつた時にそこに繋いでくれる方、それがいわゆるコーディネーターなのでしょうけれど、それは自前の中でやってくる人がいるはずなんです。そこで、これは誰に頼んだらいいだろう、これはどこにお願いしたらいいのだろう、何があるのだろうということがあつたら、どうぞ教育委員会コミ・スク班にご相談くださいという。基本はそのスタイルなのだろうと。

教育総務課長 あともう一点補足しますが、そういった流れの部分で今回、実際私も学校全部は行けてませんが、議会会期中とかがあつて廻っていく中で共通して、こういうところがうまく進んでいなかったんだという見えた部分もありますので、具体的にガイドラインみたいな形で基本的には地域がやり易い形で良いのです。ただし持続性を持たせながら工夫していきましょう。こういう内容でこうして行きましょう、我々の方でできますよ、というガイドライン的なものを作って、今まではその学校運営協議会が単独で1回目の時に教育長が出向いて委嘱状を渡していたんですが、今回は、1回目の委嘱状交付といった所をお知らせし教育長のお話しも頂きながら、今後こういう形で進めて行きましょうという形での機会を設けることによって、疑問なんかも払拭していけるように工夫していきたいと考えております。

教育長 ガイドラインは作成中ですね。

教育総務課長 はい。

教育長 スタート時にみんなで確認する研修会というか辞令交付の場を作りながら、なお改正しながらやっていかなければいけない。と思うので全部そろって1年経過っていう段階なのでうまくいっている所も一杯あるのですが。

松岡委員 先日、現場の先生からご意見を頂いたもので披露させていただきますが、現場は大変忙しすぎるというお話を頂きました。先程、不登校とかいじめとかいう問題を解決していかなければならないとありましたが、今の先生って書類に追われすぎて「子どもと向き合う時間がほとんどない。」とおっしゃられるのです。今回オリンピックもありますし SDGs も推進していかなければならない。いろいろ本当に大変忙しい状況だと思います。それで子どもと向き合う時間が減る、本末転倒な話ですので、その点を教育委員会として何か正していかないと、昨年もはかま問題でアンケートが山ほど来て結局それ一体何だったんだと話しをいただいたのです。そしてランドセルの重さが何グラムとか「一体我々は何の仕事をしているんだ。」と強く言われました。その点をちゃんと矯正して子ども達とやっぱり向き合うのが、先生たちの仕事なので働き方改革といわれていますけど、「本当に激務。」と現場の皆さんはそこを話しておりますので、ぜひ改善していくことを少し入れさせていただきたいと思います。

教育長 まったくおっしゃるとおりです。昨日も一般質問で、先生方が忙しすぎるから子どもと向き合う時間がない、先生方が忙しすぎることの弊害として子どもに影響が出たら問題ではないかという質問でしたが、「一生懸命向き合すぎて忙しいんですね。」本当に私がこんなことをいうのはおかしいんですが、皆でやっていけなくちゃならないものが問題で、基本方針の10ページで(5)に書いていますが学校における働き方改革推進のところですね。時間管理、正直言うと毎月学校から上がって来るのですが、指針によれば月45時間以下に抑えろというのですが到底難しい話で、現実からいうとまあ時間管理をきちっとした上で部活動ガイドラインもスポーツ庁が作り、県が作り、市も作りました。大体どこも同じで土・日どっちか休みにしましょう。それから平日は2時間、休みは3時間、ハイシーズンは除きますというのがあります。部活動の管理、それから今本市でやっているのは学校が電話受けるのも世の中では一般的ではないんだから、学校も7時前から朝晩受けないようにしようと、実際は受けていることが多いんですが夏休みは一切受けない期間にして、それ以外の時間は教育委員会が電話を受けるとか。あとは校務支援システム実証実験を西小・未来中に入れて、どれ位楽になるのか。中々大変なんですよ。電話取らないってことが勤務時間縮減にはあまり関係ないですから。45時間って時間制限を決めることが仕事の量が減ることとは関係ないですから。だから一番は量を減らすことが大事なのですが、ここを切り込んでいくってことが非常に実は難しくって、だからまさしくコミュニティ・スクールなんですよ。つまり地域にお願いできること。地元でお願いできること。そこ何かないだろうかというところの分類があって、「学校の教員の仕事だけ教員だけじゃなくてもやれるよね。」とか教員の仕事本来、教員の仕事だけでもお願いできることあるよね。そういうところでまさにやっていけるのがコミュニティ・スクールというその仕組みだと思うのですよね。朝校庭で7時半頃に登校してくる子ども達がいる訳です

から、「7時半に教員がいないわけにはいかない。」のですけど、「全員いなくてもいいんじゃないのか。」とか、「そこで見守り活動お願いできないだろうか。」とか、「給食の時間に低学年大変だから、そこにお手伝いに来てもらえないだろうか。」とか。そういう支え合うところから削っていくっていう作業なのだろうと。一生懸命、教育委員会もやろうというふうにはいるのですが。でもね、ランドセルの重さも測りたくって測っているわけではないのですが。

松岡委員
教育長

まあ、わかりますが。
何か聞かれると、答えなくてはならない所があつてね。問題意識は、非常に教育委員会は持ってます。学校の先生達って、いい仕事をしたいと思ったり、子どもの為と思つたらいくらでもやるので表現は悪いんですが、その意識を変えてくれと言っているんです。つまり1週間に1回出す学級日より、月に1回で良いのではないかと。ペースもっと落としても良くないか。きれいに準備してやっていた学芸会として見せることはあるのか？。もう少し自然体で出来栄が多少悪くとも練習時間減らしてもいいのではないかと。結構難しいですが教員の感覚からすると、いいものを見せたいとなりますから、中々難しいんですけど実際削る作業の意識を変える部分と教育委員会がやる部分と校長がやる部分と文科省にもっと頑張ってもらいたいと思うのですが、去年1月に中教審答申というのがあって、外部の働き方改革なのですが本当に異色ですよ。一番最後に保護者、国民の皆さんへというメッセージがあつたのです。あんなの今までなかったですよ。これからの学校がこれまでにみたいに、朝早く来る子どものために学校の先生が朝早くから出勤する。それから土日が普通世の中休んでいるのに、部活動の為に教員が土日も働く、そういう学校でこれからもいいのでしょうか？。とそういう問いかけが今までにはなかったです。まさに学校における働き方改革というのは学校だけではできない。皆そういうことを分かってもらって皆でやろうとなつていき初めて進んでいくと思うのですが。勿論、主としてやらなきゃならないのは学校だし教育委員会なのですが保護者の協力を得ないとやれないことが一杯あるんですね。また今年も年度初めに出します。出す予定です。電話取りませんよ。それから閉庁日やりますよ。部活の外部指導やりますよ。どうぞ協力お願いします。教育委員会名で出します。何言ってるのっていやな教育委員会にとって来るように学校に行かないようにやろうと思つていますが是非すぐやります。大変難しい問題です。変形労働時間制が始まる前に話題になりましたが、これも実は解決にならない。総量の時間を付け替えるだけですから4月・5月増やして、その分夏休みトータル減らないわけなんです。減る施策ではない。減らすことをどうするか真っ先にやっつけていかなければならないのですが非常に大変なことになります。

鹿野委員

先日の会議の時、臨時会の際に各学校からのお便りを貰ったんですけども、その中を見てましたら、西小学校で通信表を2回に分けてやっているとお便りが入っていたんです。それがやっぱり試みとしてなのか、市全体でやっつけていこうとしているのか。

教育長
管理監

管理監の方からお答えします。
本年度で実は先がけて宮野森小学校はやっています。その良さも出ておまして例えば12月上旬に学習参観日を設けたりもできるようになった。それもあります。来年度は結論、令和2年度はすべての小学校で通信表は2回制。ただ勿論、学校管理規則は3学期制その

ままにした上で各学校は今日が参観日の学校もありますが、保護者等に説明して理解を得ているといったところです。

教育長 一つの工夫ですよ。ただ特に気を付けて説明しなければならないなと思っているのは、働き方改革っていうような何のためにやるかという労働管理の部分もありますけどもう1つは教育施策だということをやっぱり一杯言っておかなければならない。しっかり休まないの良い授業できないんだと、きちんと勉強する時間できなければいい活動できないんだ。だから労働管理は半分だけれども半分は教育施策だと。いい教育するための施策だということのを両方言っておかないと、先生たちが働く時間減らすための改革かとなってしまうのは駄目なんです。是非その両面あるんだということで教育委員さん達のご理解頂いていろんところでアナウンスして頂ければありがたいと思います。すいません長々と喋ってしまい何かあったら連絡ください。よろしいでしょうか。

松岡委員 今教育長がおっしゃった通りにコミュニティ・スクールが段階として非常に大事になるということで、うまくいっているところもあるんですけども中々枠組みができない所も多々あるので、今おっしゃったようなことをですね朝の挨拶とか枠組みをちゃんと我々から説明するような本当に学校運営協議会の運営の中まで色々会議があるんですね。コミュニティ・スクールの方も。私も1年間やってわかりますが老若男女で沢山の年齢が上の方から下の方まで、たくさんいてまちのこと何も言えないんです。結局何にもわからないから。それでは本当にコミュニティ・スクールの形なのかで1年目は本当に文句等多々あったんで、そういう多分今だにうまく定まっていらないですね。東小ですけども。その点では、やっぱり大塩とかはちゃんとうまくいってるようなんですが、街場では中々こう段取りができないと思うので、そこをうまく我々が誘導できる何か一つお願いします。

教育総務課長 まさに、そこにはおっしゃった通りそこが大きな今の令和2年度から変えていかなければならない部分だと思っております、集中的にコミュニティ・スクール推進に関して集中的に2年度に検討して3年度からはそういった形に改善できるような体制づくりというところも含めてですね、もう一度その地域に合った学校毎に合ったコミュニティ・スクールの形を上手に軸にして頂いて、そしてその体制作りの所もできるような形での検討となるように特化した形で、職員も調整だったり支援にあたるような形で動きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長 改善したいなというところです。学校運営協議会の中でしっかり話し合っ貫って、こんな活動があったらいいねっていう所を地域協働活動の中で動いていくとそういう本来のスタートになるようにしたい。それで、運営委員の人数も15人位が上限じゃないかじっくり話し合うためには。

松岡委員 そうですね。結局PTAもあつて人が集まらない状況でコミスクできたので大体もう人がどっちも足りない状況になっておりますので、その積み上げの中の学校も多いと思うのでそこも重たいかなと思っております。

教育長 そこも話し合いできる人数にしていきましょう。他の様子も見ても同じようなことで改善の動きを見ていく。よろしいでしょうか。それでは議案第5号 東松島市教育基本方針について承認可決とすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしということをお認め 議案第5号を承認いたします。

教 育 長 次にその他として教育委員さんからご提案ご報告がありましたらご発言をお願いいたします。

福田委員 報告だけさせていただきます。2月の6日に令和元年度へき地等教育懇談会・功労者表彰があつて行かせて頂きました。それで東松島市の方からは宮戸島大黒保存会が表彰されておりますので一応報告だけさせていただきます。

教 育 長 では、よろしいでしょうか。本日予定されております議案は以上でございます。

 次回の定例会は平成2年3月17日火曜日午前10時から本庁舎3階301会議室で行う予定であります。

教 育 長 以上をもちまして、令和2年東松島市教育委員会第2回定例会を終了いたします。

14 閉 会 午後3時56分

15 本委員会の次第は次のとおりである。

(1) 承認第1号 職員の人事について

(承認)

(2) 議案第3号 東松島市社会体育施設内受傷者等見舞金交付要綱を廃止する訓令について

(承認)

(3) 議案第4号 東松島市総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金交付要綱の制定
 について

(承認)

(4) 議案第5号 東松島市教育基本方針について

(承認)

16 この会議録の作成者は次のとおりである。

 教育総務課教育総務班長 木村 薫

上記、記録の正確なることを認め、ここに署名する。

 令和2年3月17日

 会議録署名委員

 会議録署名委員